

## 総合振興計画審議会委員を募集します

町では、第5次総合振興計画の後期基本計画（令和3年度から令和7年度）の策定を進めています。策定にあたり、計画の案についてご審議いただくため、総合振興計画審議会委員を公募します。

**総合振興計画とは** 将来の小川町を展望し、まちづくりの最も基本となる指針を示す行政運営において根幹となる計画です。

**対象** 小川町のまちづくりに関心をお持ちの町民の方で、審議会（概ね4回、平日の昼間に開催予定）に出席可能な次の項目に該当する方

- ① 応募日現在、町の他の審議会等の委員となっていない方
- ② 過去にこの委員を経験していない方
- ③ 応募日現在、町内在住の方

**定員** 4人（一般募集）

**選考** まちづくりに対する関心・意欲等総合的に勘案して選考します。

**任期** 委嘱の日から審議が終了するまでの期間となります（令和3年3月策定完了予定）。

**報酬** 会議へ出席ごとに、所定の額をお支払いします。

**応募** 800字以内（様式は自由）で応募の動機を作文し、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を明記し、4月30日（木）までに政策推進課（役場2階）へ持参、郵送または電子メールのいずれかの方法で提出してください。なお、受理した書類は返却しません。

**個人情報について** 応募用紙に記載された個人情報については、審議会委員選考業務以外の目的に使用することはありません。

**申込み・問合せ** 〒355-0392 小川町大字大塚55 政策推進課 政策推進担当 ☎☎223、224  
e-mail: ogawa103@town.saitama-ogawa.lg.jp

## 小川町デマンドタクシー 令和2年4月1日（水）から日曜日もお休みにになります

<これまで>	<4月1日～>
平日、土曜、日曜 (祝日、年末年始は運休)	平日、土曜 (日曜・祝日、年末年始は運休)



現在運行中の小川町デマンドタクシーは、開始から2年近くが経過し、事業内容の検証を行いました。検証にあたっては、利用者アンケート調査や運行事業者ヒアリングを実施し、小川町地域公共交通活性化協議会で運行内容の見直しに関する議論が行われました。討議の結果、デマンドタクシーを町の持続可能な交通手段として維持していくために、**日曜日の運行を休止**することになりました。利用者の皆さんにはご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします。

★登録者証は、これまでどおり使用できます

登録者証には変更前の運行日が記載されていますが、4月1日以降も同じものが使用できます。

★一般のタクシーは、日曜日にも運行しています

問合せ 都市政策課 都市政策担当 ☎☎251、252

## 令和2年度小川町水道水質検査計画を作成しました

町では、町民の皆さんにより安全な水道水を安心してご利用いただくため、水質検査を行っています。水質検査の適正化や透明化を確保するため、検査項目等を定めた「令和2年度小川町水道水質検査計画」を策定しましたのでお知らせします。計画書は、町HPと上下水道課（役場1階）をご覧ください。

問合せ 上下水道課 浄水場担当 ☎72-0061

## 小川町障害児(者)生活サポート事業のご案内

**生活サポート事業とは** 身体障害・知的障害・精神障害・難病等により、日常生活や社会生活にお困りの方に、町に登録してある団体の提供する、一時預かり、送迎、外出付添い、派遣による介護などのサービスを受けた場合に利用料の一部を助成する事業です。

**対象** 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者並びに難病患者等  
※在宅時のサービス利用が対象となるので、入所や入院中は利用できません。

**利用方法**

○利用希望者は町に登録申請が必要です。登録申請後、利用券を発行します。

○利用の際には必ず、登録団体に電話等で予約が必要です。

○サービス利用後に利用料と実費等を登録団体に支払います。その際、一緒に利用券を渡します。利用券は30分あたり1枚必要です。

○障害福祉サービスや介護保険等で同様のサービスがある場合はそちらが優先されます。

**利用料（利用者負担額で登録団体に支払います）** 350円（30分あたり）・700円（1時間あたり）

※食費、入場料、交通費等の実費は別途必要です。

**利用料の助成（登録団体に対する助成額で利用券を渡します）** 1枚/30分あたり・2枚/1時間あたり

**利用申請登録受付** 健康福祉課 障害福祉担当（役場1階）

**申請時持ち物** 障害者手帳、印鑑

※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認のための書類（運転免許証・保険証など）と代理人の印鑑が必要です。

**登録団体**

登録団体名	住 所	電話番号	FAX番号
ケアサポートすずらん	小川町小川 732-10	72-5716	72-5301
たすけあいほっとライフ小川	小川町腰越 469-1	71-5605	71-5606
ふれあいやまびこ会	東秩父村御堂 633-1	81-5914	81-6503
ファミリーサポートセンター昴	東松山市松葉町 2-17-43	25-3353	25-3732
ライフサポート部のびる	寄居町末野 2044	048-581-8050	048-581-8850
生活支援サービスのぞみ	深谷市人見 2000	048-501-2950	048-501-2956
ヘルパーステーションあんずの里	東松山市白山台 19-2	34-5488	81-7211
生活サポートセンターカミン	深谷市宿根 1297	048-572-8830	048-572-8829
福祉事業所 サンメイト	滑川町みなみ野 3-13-15-102	81-5191	81-5194

※生活サポート事業以外の法的サービスが利用できる場合もありますので、ご相談ください。

問合せ 健康福祉課 障害福祉担当 ☎☎151、155

## 第11回特別弔慰金の請求について

特別弔慰金は、先の大戦で公務等のため亡くなられた戦没者等の尊い犠牲に弔意を表すため、ご遺族に対して支給されるものです。

**支給対象となる方** 令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お1人に支給されます。戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件により、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

**支給内容** 額面25万円、5年償還の記名国債

**請求期間** 令和2年6月中旬（開始予定）～令和5年3月31日

問合せ 健康福祉課 社会福祉担当 ☎☎156